

業務説明書

第1条 適用

この特記仕様書は瀬谷駅周辺等歩行者空間の賑わい創出業務委託に適用する。

第2条 業務の背景と目的

本業務は、令和9年3月に開催されるGREEN×EXPO2027（以下「GREEN×EXPO」という。）に向け、瀬谷駅北口駅前広場から会場となる旧上瀬谷通信施設地区までの歩道において、地域住民やGREEN×EXPO来場者が安全・快適に移動することができる空間整備を進めるとともに、賑わい創出のための占用物等の設置を行う。あわせて、GREEN×EXPO閉幕後の占用物の取り扱いについても検討する。

第3条 委託概要

- (1) 履行期限：契約締結日から令和9年3月31日
- (2) 履行場所：瀬谷駅北口駅前広場から旧上瀬谷通信施設地区（GREEN×EXPO会場）まで

第4条 業務内容

過年度の検討成果を十分に踏まえ、以下の業務を行う。

1 瀬谷駅前広場および広場から環状4号線 ※駅から半径1kmの範囲（案内図①）

(1) 占用物・装飾の制作・設置

過年度に策定された配置計画等に基づき、実際の施工に向けた最終調整と設置を行う。

ア 設計図書・配置計画の精査更新

最新の現場状況や関係機関協議の結果を反映し、実施設計図、構造計算、工程表を確定する。

イ 占用物の制作・調達

- ・設計図に基づき、ベンチ、サイン、装飾物、暑熱対策設備等の制作・調達を行う。
- ・素材を選定（防腐・防錆処理等）し、メンテナンス可能な製品とすること。

ウ 現場施工・工程管理

- ・安全、品質、環境等の項目に加え、沿道住民への対応を反映した施工計画の策定
- ・設置作業の実施（夜間実施の要否検討含む）及び安全管理。
- ・占用物の供用開始までの管理

エ 関係機関協議・法令手続き

発注者と共に、占用物等に対し必要な法令手続きについて、資料作成、事前協議を進める。

(2) イベントの実施に向けた計画・調整

博覧会会期中及びプレ期間（開幕100日前～開幕）における空間の賑わい創出のための企画を具体化するとともに、発注者ととともに円滑な運営体制を構築する。

ア 運営実施マニュアルの策定

- ・駅前広場および環状4号線に設置予定の休憩スポット前後におけるイベントの企画
- ・イベント時及び平常時の運用ルール（清掃、警備、緊急時対応、搬入出ルール等）
- ・その他、委託者と協議し必要となった事項

イ 協力者の募集・関係者との合意形成

- ・地元商店街、住民団体、ボランティア等の募集と、役割分担を調整
- ・イベント実施に協力する企業等との連携についての交渉、契約

(3) 占用物の取り扱い調整

ア 占用物の帰属・運用区分整理

- ・各占用物について、博覧会終了後の取り扱いをまとめた区分整理表を作成
- ・存置する場合の資産所有者や維持管理費用などをまとめる。
- ・区分整理と並行し、関係者との協議・調整を実施

イ 閉幕後の占用物取扱いマニュアルの作成

GREEN×EXPO閉幕後の撤去・修繕工事の範囲、予算、時期をまとめた「占用物取扱いマニュアル（仮称）」を作成する。

(4) 実証実験

ア 実施計画の作成

イ 実施、運営

年2回を想定（時期や内容については、委託者と協議すること）
実施計画（案）に基づいた実証実験の運営

2 環状4号線 ※駅から半径1km以北（案内図②）

(1) 占用物・装飾の制作・設置

過年度に策定された配置計画等に基づき、実際の施工に向けた最終調整と設置を行う。

ア 設計図書・配置計画の精査更新

最新の現場状況や関係機関協議の結果を反映し、実施設計図、構造計算、工程表を確定する。

イ 占用物の制作・調達

- ・設計図に基づき、ベンチ、サイン、装飾物、暑熱対策設備等の制作・調達を行う。
- ・素材を選定（防腐・防錆処理等）し、メンテナンス可能な製品とすること。

ウ 現場施工・工程管理

- ・安全、品質、環境等の項目に加え、沿道住民への対応を反映した施工計画の策定
- ・設置作業の実施（夜間実施の可否検討含む）及び安全管理。
- ・占用物の供用開始までの管理

エ 関係機関協議・法令手続き

発注者と共に、占用物等に対し必要な法令手続きについて、資料作成、事前協議を進める。

(2) イベントの実施に向けた計画・調整

博覧会会期中及びプレ期間（開幕100日前～開幕）における空間の賑わい創出のための企画を具体化するとともに、発注者とともに円滑な運営体制を構築する。

ア 運営実施マニュアルの策定

- ・駅前広場および環状4号線に設置予定の休憩スポット前後におけるイベントの企画
- ・イベント時及び平常時の運用ルール（清掃、警備、緊急時対応、搬入出ルール等）
- ・その他、委託者と協議し必要となった事項

イ 協力者の募集・関係者との合意形成

- ・地元商店街、住民団体、ボランティア等の募集と、役割分担を調整
- ・イベント実施に協力する企業等との連携についての交渉、契約

(3) 占用物の取り扱い調整

ア 占用物の帰属・運用区分整理

- ・各占用物について、博覧会終了後の取り扱いをまとめた区分整理表を作成
- ・存置する場合の資産所有者や維持管理費用などをまとめる。
- ・区分整理と並行し、関係者との協議・調整を実施

イ 閉幕後の占用物取扱いマニュアルの作成

GREEN×EXPO閉幕後の撤去・修繕工事の範囲、予算、時期をまとめた「占用物取扱いマニュアル（仮称）」を作成する。

(4) 実証実験

ア 実施計画の作成

イ 実施、運営

年2回を想定（時期や内容については、委託者と協議すること）
実施計画（案）に基づいた実証実験の運営

第5条 成果品の提出、取扱い

本委託の成果品は次のとおりとする

- (1) 報告書記録 電子媒体（CD-R、DVD等）正副各1部
- (2) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

第6条 業務の進め方

受託者は業務の遂行に当たり、次の事項を十分配慮すること。

- (1) 業務の遂行に際して、本市職員の指示に基づき、業務内容を十分満足するよう、協議、検討を行うこと。なお、必要事項については、本市担当職員に委託業務打合せ簿にて適宜報告すること。
- (2) 受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、委託者と連絡・調整を行うこと。
- (3) 検討資料や報告書等については、その都度、本市担当職員が指示する期日までに提出すること。
- (4) 本仕様書に特に定めのない事項については、本市担当職員と受託者で協議の上、決定する。

■案内図



案内図